

令和6年1月より開始となりました

産

前

産

後

減

免

- 産前産後減免とは、次世代育成支援の観点から国民健康保険被保険者が出産をされた際、産前産後の国民健康保険料が一部 ※減免される制度です。

※出産された方の産前産後期間相当分の所得割保険料・均等割保険料が免除されます。産前産後期間の保険料が 0円になるとは限りません。

減免となる期間

- 出産日(出産予定日)の属する月の前月から4カ月間の国民健康保険料が免除されます。

・多胎妊娠(2人以上の赤ちゃんを同時に妊娠)の場合は、出産日(出産予定日)の属する月の3カ月前から最大6カ月の国民健康保険料が免除されます。

※出産とは、妊娠85日(4カ月)以上の出産をいいます。(死産、流産、早産された方を含みます)

	3カ月前	2カ月前	1カ月前	1カ月後	2カ月後	3カ月後
単胎の方			■	■	■	
多胎の方	■	■	■	■	■	

※令和5年12月以前の産前産後期間については免除の対象とはなりません。

令和5年11月に出産された方は、令和6年1月相当分の保険料のみが免除されます。

届出方法

- 出産予定日の6カ月前より届け出できます。(出産後も可能です。)
- 出産予定日を確認するため、母子手帳をお持ちください。

届出・ご相談はこちら

網走市役所 戸籍保険課 医療保険係
市役所1階

直通電話 : (0152) 67-5415